JAXA 出版物 投稿に当たっての著作権の了解事項

申請者は、JAXA 出版物として出版するために原稿を投稿するにあたり、以下のいずれかの条件に了承する。

申請者が著作権者(注 1)と異なる場合には、申請者は著作権者から「研究・開発成果等に関する出版規則(産業連携センター長通達 第 24-1 号) 第 2 章第 9 条(2)または(3)」のいずれかの条項を了承を得たうえで、以下のいずれかの条件に了解する。(了解する項目に ○をつける)

この確認は、本紙にサインを持って確認を行うほか、電子メールを使用して以下の条件を提示し、了解を得てもよいものとする。

- (1) 投稿する原稿の著作権(著作権法第27条及び28条の権利を含む)をJAXAに譲渡する。併せて、JAXAの出版物にかかる行為に対し、著作者人格権(注2)を行使しないことを了承する。
- (2) 投稿する原稿の著作権(著作権法第27条及び28条の権利を含む)はJAXAに譲渡しないが、JAXAが当該原稿を出版物として出版(複製、配布)し、二次的刊行物に加工することを了承する。併せて、JAXAの出版物にかかる行為に対し、著作者人格権を行使しないことを了承する。

出版物標題:	
著作権者サイン:	

注2 著作者人格権:公表権(無断で公表されない権利)、氏名表示権(著作者名を表示するかしないか、公表する場合どんな名前とするかを決める権利)、同一性保持権(無断で改変されない権利)。なお、著作権のうち、著作者の人格を守る著作者人格権は他者に譲渡することが出来ない。

出版物紹介のため、ホームページ等で出版物の概要を JAXA が作成し紹介することがあります。